

音楽文化の振興のための学習環境の整備等に関する法律

目的

第一条 この法律は、音楽文化が明るく豊かな国民生活の形成並びに国際相互理解及び国際文化交流の促進に大きく資することにかんがみ、生涯学習の一環としての音楽学習に係る環境の整備に関する施策の基本等について定めることにより、我が国の音楽文化の振興を図り、もつて世界文化の進歩及び国際平和に寄与することを目的とする。

第一条

第二条 この法律において「音楽文化」とは、音楽の創作及び演奏、音楽の鑑賞その他の音楽に係る国民娛樂、音楽に係る文化財保護法（昭和二十五年法律第二百二十四号）に規定する文化財、出版及び著作権その他の著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）に規定する権利並びにこれらに関する国民の文化的・生活向上のための活動をいう。

2 この法律における「音楽の学習」とは、学校教育に係る学習、家庭教育に係る学習、社会教育に係る学習、又は労働その他の生涯学習の活動をいう。

3 この法律において「学習環境」とは、音楽学習を行うために必要な施設（設備を含む。以下同）

明治二十年のノ白糸作の他口沿た音楽行進を行つたのが、白糸作といふ。

(施策の方針)

2 自然備蓄に努めるものとする
国及び地方公共団体は、音楽文化の振興のための学習環境の整備を行うに当たつては、児童、

(地方公共団体の事業)

第四条 地方公共団体は、次に掲げる音楽・芸術文化の振興のため、地域の実情を踏まえ、そのような努力のし得る限りの自主的な事業をうながすものとする。

音楽の演奏及び鑑賞に係る行事を主催すること。

前二号に掲げるもののほか、音楽学習の機会の提供に関する必要な事業を行うこと。

四　うる当該地方公團体の設置する学校の教育に支障のない限り、その学校の施設を音楽学習のた

五 音楽学習に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

音楽文化に関する調査研究を推進すること。

八 音楽を通じた国際文化交流事業を行うこと。

ある音楽文化並びにこれらに関する音楽学習を振興するよう配慮するものとする。

3
よ
う
は
る
國
は
ら
方
公
共
体
が
第
一
項
に
規
定
す
る
事
業
を
行
う
に
當
て
は
必
要
な
助
言
及
び
協
力
を
行
う

(民間団体の行う事業の振興)

管心地、並びに音頭を行なうことにより、当該事業の振興に努めるものとする。但し、前項の規定は、本議案の施行後、五年を経て失効する。

する。

第一回 音楽の開拓者　音楽のつくりてり思ふ　二里洋を飛り、貴族の音楽学者としての意欲と高揚する

第七条 国目の間に広く音楽についての関心と理解を深め、積極的に音楽学習を行ふ意欲を高揚するとともに、国際連合教育科学文化機関憲章（昭和二十六年条約第四号）の精神にのつとり音楽を通じた国際相互理解の促進に資する活動が行われるようにするため、国際音楽の日を設ける。

国際音楽の日は、十月一日とする。
国及び地方公共団体は、国際音楽の日の趣旨の普及に努めるものとする。

附錄

この法律は
公布の日から施行する。